

指数先物取引実施細則

株式会社堂島取引所

指数先物取引実施細則

(目的)

第1条 この細則は、業務規程第3条第14項の規定に基づき、米穀指数取引に関し必要な事項を定める。

(平均米価の公表方法)

第2条 業務規程第14条の3第2項及び第3項に規定する平均米価の公表は、当社のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(指定現物市場)

第3条 業務規程第165条第1項に規定する指定現物市場は、次の各号に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 米穀の取引を行う市場を、業として運営していること。
- (3) 米穀の取引を行う市場の運営に関し、適切な業務執行の体制を備えていること。
- (4) 米穀の取引を行う市場の運営に鑑み、適当でないと思われる者の支配又は影響を受けていないこと。
- (5) 当社の求めに応じて所要の情報を提供することができる者であること。

2 指定現物市場の指定を受けることを希望する者は、別紙1の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、当社にその旨を申請しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 米穀の取引を行う市場の運営に関する業務執行体制を記載した書面
- (4) 反社会的勢力排除に関する誓約書

3 当社は、前項の規定に基づく申請を審査し、指定の可否を決定する。

4 当社は、前項の規定に基づき指定現物市場として指定した者を、当社のウェブサイトに掲載する。

(法定帳簿の記載方法)

第4条 業務規程165条1項に規定する取引の結了を行った取引参加者（業務規程第101条に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）は、当該取引の結了を行ったことが判別できるよう、これを法定帳簿に記載しなければならない。

(記録の保存)

第5条 業務規程第165条第1項に規定する取引の結了を行った取引参加者は、当該取引の結了の申出に係る記録について、前条に定める法定帳簿の記載との照合が可能となるよう、当該法定帳簿と一体的に保存しておかなければならない。

(指定現物市場における売買に基づく申出書等)

第6条 業務規程第166条に規定する申出書の様式は、別紙2のとおりとする。

2 業務規程第166条に規定する指定現物市場での売買が完了したことを証する書類の様式は、別紙3のとおりとする。

3 業務規程第167条第2項に規定する通知の様式は、別紙4のとおりとする。

4 当社が業務規程第167条第3項に基づき、指定現物市場に対し、情報の提供を求めた場合は、指定現物市場は、当該情報を当該市場における売買の日の翌々日(当該翌々日が当社の休業日である場合は、その直後の営業日)までに情報の提供を行わなければならない。ただし、当社が当月限の取引について、その当月限取引最終日又はその前日における指定現物市場での売買に基づく結了を行おうとするときは、当該当月限取引最終日までに情報の提供を行わなければならない。

5 当社は、前項に規定する情報の提供日の午前8時45分から午後4時40分までの間において、前項の情報の提供を受け付けるものとする。

6 業務規程第168条第2項に規定する当社が定める申出書の様式は、別紙5のとおりとする。

(平均米価に係る見直し)

第7条 業務規程別表2第2項に規定する数値の公表は、毎年10月、当社のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

2 当社は、業務規程第14条の2に規定する平均米価の在り方及び業務規程別表2に規定する平均米価の算出方法について、毎年8月を目途に、検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

(変更又は廃止)

第8条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止する。

附 則 (令和6年7月22日)

この細則は、令和6年8月13日から施行する。

附則 (令和6年10月31日)

1 この細則の変更は、令和6年11月5日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得な

い事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。

別紙1

年 月 日

株式会社堂島取引所
代表取締役社長 殿

申 請 者 名：
代表者の役職名及び氏名：

指定現物市場への指定申請書

弊社は、貴社の業務規程第165条第1項の指定現物市場への指定を希望しますので、必要書類を添えて申請いたします。

以 上

年 月 日

株式会社堂島取引所
代表取締役社長 殿

取引参加者名：
代表者の役職名及び氏名：

指定現物市場における売買に基づく申出書

貴社の業務規程第165条第1項に基づき、下記のとおり、売方及び買方は指定現物市場における現物の売買を行いましたので、売方及び買方が合意した建玉決済を行いたい旨、申出書を提出します。必要な書類は、別途添付しています。

記

1. 売買を行った指定現物市場名

2. 指定現物市場で売買を行った日

令和 年 月 日

3. 売買当事者の氏名又は名称

- (1) 売方の氏名又は名称

(売方が代理人である場合は、代理人※の委託者の氏名又は名称を併記)

- (2) 買方の氏名又は名称

(買方が代理人である場合は、代理人※の委託者の氏名又は名称を併記)

4. 建玉決済に係る限月、合意枚数

限 月： 令和 年 月限

合意枚数： 枚

帳入数値： 円 (令和 年 月 日)

以 上

※取引参加者が委託者等の代理で指定現物市場で売買を行う場合

年 月 日

取引参加者名：

代表者の役職名及び氏名：

株式会社堂島取引所

代表取締役社長 ○○ ○○

指定現物市場における売買に基づく取引の結了（結了の変更・取消）の承認
（通知）

令和 年 月 日付け指定現物市場における売買に基づく申出書（取引の結了に係る変更・取消申出書）について、弊社業務規程第167条第2項（業務規程第168条第3項）に基づき、取引の結了（結了の変更・取消）を承認します。

以上

年 月 日

株式会社堂島取引所
代表取締役社長 殿

(売方) 取引参加者名:

代表者の役職名及び氏名:

(買方) 取引参加者名:

代表者の役職名及び氏名:

取引の結了に係る変更・取消申出書

令和 年 月 日付けで承認を受けた、指定現物市場における売買に基づく取引の結了について、貴社業務規程第168条第1項に基づき、下記のとおり、変更・取消したいので、申出書を提出します。

記

《変更の内容又は取り消す旨を記入》

以上